

仕 様 書 (案)

1 委託業務名称

KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会事業に係る波及効果検証等業務

2 履行期間

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

3 委託料上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託料の支払い条件

成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

5 業務内容

- (1) KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会（以下、「実行委員会」という）事業の波及効果検証
 - ア 波及効果検証方法等の検討
KYOTO STEAM－世界文化交流祭－事業の波及効果検証指標の検討
 - イ KYOTO STEAM－世界文化交流祭－事業の波及効果検証実施に関する支援
 - ・ 波及効果検証指標の定量的・定性的情報の収集・整理
 - ・ KYOTO STEAM－世界文化交流祭－事業の波及効果検証の実施及び文化庁への国庫補助申請書類等、各種提出書類中の当該部分に係る案の作成
- (2) KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会事業の発展継続実施に向けた、これまでの取組の総括
- (3) 実行委員会事務局運営支援業務
 - ア 実行委員会運営上の資料等作成支援、会議開催に係る支援（会議は年4回程度）
 - イ 外部資金獲得に向けた支援業務
 - ・ 官公庁、民間団体等の補助事業の調査、資料作成支援
 - ・ 企業協賛獲得に向けた資料等作成支援

6 成果物

実施報告書（※「5 業務内容」で掲げている資料を取りまとめたもの）

※ 成果物に係る著作権は、KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会に帰属する。

※ 成果物については、紙媒体及び電子データ（Word形式等）で提出すること。

7 業務実施条件

業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 受託候補者選定後の協議によって作成する委託仕様書に基づき、業務を行う。
- (2) 実行委員会事務局と十分協議し、調査・確認し業務を進めること。
- (3) 各種法令及び基準等を守ること。

8 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は実行委員会に帰属することとし、受託者は実行委員会の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえ、これを定めることとし、もし協議が調わない場合は実行委員会が定めるものとする。